

効 率 化 1 1 条 検 査 実 施 要 綱

(目的)

第 1 この要綱は、浄化槽法第 1 1 条に基づく水質に関する検査（以下「1 1 条検査」という。）について、検査の効率的かつ確実な実施を図るために、指定検査機関である公益社団法人滋賀県生活環境事業協会（以下「協会」という。）が、その職員以外の者に検査の一部を委託することを可能にし、浄化槽放流水の B O D 検査を主体とする新たな検査方式（以下「効率化 1 1 条検査」という。）を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(効率化 1 1 条検査)

第 2 効率化 1 1 条検査は、1 1 条検査の効率的かつ確実な実施を図るため、水質検査に B O D 検査を導入して外観検査の一部を軽減し、指定採水員制度を採用した方法とする。

(対象とする浄化槽の規模)

第 3 効率化 1 1 条検査の対象とする浄化槽の規模は、処理対象人員が 1 0 人槽以下の浄化槽（単独処理浄化槽を含む。）とする。

ただし、事業継続計画に基づく発動基準を満たす事態が発生した場合であって協会会長が認めたときは、処理対象人員が 1 1 人槽以上 2 0 人槽以下の浄化槽（単独処理浄化槽を含む。）を対象として拡大するものとする。

(検査の申し込みと手数料の支払い)

第 4 効率化 1 1 条検査の申し込みは、滋賀県内で浄化槽の保守点検業の登録を受けている業者（以下「保守点検業者」という。）と浄化槽管理者が浄化槽の維持管理契約を行うときに、併せて申し込みをする。

2 検査手数料の支払いは、検査終了後に保守点検業者が協会に支払うものとする。

ただし、前項のただし書きに基づく効率化 1 1 条検査を実施した場合の検査手数料の取扱は別に定める。

(検査項目)

第 5 効率化 1 1 条検査は、検査用試料の採水等（以下「一次検査」という。）及び一次検査が不可の判断でその原因が不明確な場合に協会の検査員（以下「検査員」という。）による全項目検査（以下「二次検査」という。）を行い、総合判定を行うものとする。

2 一次検査の検査項目は次の項目とし、水質検査（B O D 検査を除く。）及び外観検査は現場において行う。

- 一 水質検査：p H、透視度、残留塩素濃度、B O D
- 二 外観検査：2 2 項目
- 三 書類検査

(業務の委託等)

第 6 協会は、1 1 条検査の効率的かつ確実な実施を図るため、保守点検業者に所属する者であって、一定の資格を有する者を指定採水員として指定した上で、当該指定採水員が所属する保守点検業者に一次検査の業務を委託できるものとする。

ただし、書類検査は検査員が実施する。

- 2 協会は、指定採水員が実施する試料採水等付託する業務内容に関して、指定採水員が所属する保守点検業者と業務委託契約を締結する。
- 3 第3のただし書きに基づく効率化11条検査の実施方法は、別に定める。
- 4 指定採水員の資格要件および指定方法等については別に定める。

(一次検査の実施)

第7 一次検査（書類検査は除く。）は、保守点検業者に所属する指定採水員が実施し、年に一回行うものとする。

ただし、効率化11条検査の客観性及び公平性を向上させるため、5年に一回、協会の検査員による基本検査を実施する。

なお、基本検査は環境省が示している外観検査、水質検査、書類検査とする。

- 2 指定採水員は現場において水質検査及び外観検査を行い検査票に記録する。
- 3 指定採水員が行う業務の詳細については別に定める。

(試料等の受渡し)

第8 指定採水員は、採水したBOD検査用試料を計量証明事業所へ受渡すものとする。

- 2 指定採水員は、現場において実施、記録した水質検査、外観検査の検査票及び過去1年分の保守点検・清掃記録票並びにBOD検査結果を協会へ提出するものとする。

(測定分析)

第9 計量証明事業所は、受渡された試料について直ちにBODの測定分析を行う。

- 2 BODの測定分析は、日本産業規格K0102（工場排水試験法）に該当する方法により行う。
- 3 現場における水質検査は、次の方法により測定する。
 - 一 水素イオン濃度の測定は、ガラス電極法による。
 - 二 透視度の測定は、日本工業規格K0102に掲げる方法による。
 - 三 残留塩素濃度の測定は、DPD法による。

(二次検査、クロスチェック検査の実施)

第10 指定採水員による一次検査が不可の判断でその原因が不明確な場合は、検査員による二次検査を行い、総合判定を行う。

- 2 クロスチェック検査として、指定採水員ごとに年間効率化検査基数の3%（最低1基）を無作為に抽出して、検査員による基本検査（BOD検査を除く）を実施する。

(結果の判定)

第11 協会は、効率化11条検査判定ガイドライン（以下「判定ガイドライン」という。）に基づき、BOD等の測定結果、外観検査結果及び書類検査結果から浄化槽の機能を判定する。なお、「不適正」の判定を受けた浄化槽は、翌年は効率化11条検査は行わず協会の検査員による基本検査を実施する。

- 2 判定ガイドラインは別に定める。

(精度管理委員会の設置)

第12 協会は、効率化11条検査の信頼性を確保するため、採水等業務、クロスチェック等の調査・審査機関として、学識経験者、行政担当者等の第三者を加えた委員会を設置する。

2 委員会の審査事項、メンバーの構成等、委員会の設置に関することについては別に定める。

(検査手数料)

第 13 効率化 1 1 条検査の検査手数料は処理対象人員 1 0 人槽以下 1 基あたり 5, 0 0 0 円とし、第 3 のただし書きの対象浄化槽 (1 1 人槽以上 2 0 人槽以下の浄化槽)は 1 基あたり 6, 0 0 0 円とする。

(検査結果書の交付)

第 14 効率化 1 1 条検査の検査結果書は、指定採水員を通じて浄化槽管理者へ交付する。

(関係団体の責務)

第 15 関係する団体は効率化 1 1 条検査を推進するにあたり、それぞれ次に掲げる責務を負うものとする。

一 市町

ア 市町は、法定検査が確実に実施され、適正な維持管理が徹底されるよう浄化槽管理者への周知に努めること。

イ 市町は、効率化 1 1 条検査の受検をはじめ適正な維持管理が行われていない浄化槽について、県、協会及び関係団体と連携して浄化槽の維持管理が確実に実施されるよう浄化槽管理者等の指導を行うこと。

ウ 市町は問題を指摘された浄化槽の改善が速やかに行われるよう浄化槽管理者等を指導すること。

二 公益社団法人滋賀県生活環境事業協会

ア 協会は、県、市町及び関係団体と密接な連携を保ち、法定検査が効率的かつ確実に実施されるよう努めるとともに、問題を指摘された浄化槽の改善が速やかに図れるよう協力体制を確立すること。

イ 協会は、効率化 1 1 条検査の計画的な実施を図るために毎年県が指定する期日までに依頼件数を把握し、さらに効率化 1 1 条検査を含む 1 1 条検査全体の年間検査計画を策定しなければならない。

ウ 協会は、効率化 1 1 条検査の実施を確実なものとするため協会会員及び浄化槽管理者への周知に努めること。

エ 協会は関係する要綱要領に定める事項を遵守させるよう協会会員を指導すること。

三 保守点検・清掃業者

ア 保守点検・清掃業者は、効率化 1 1 条検査の実施を確実なものとするため浄化槽管理者への周知に努めるとともに、協会の業務に協力すること。

イ 保守点検・清掃業者は、関係する要綱要領に定める事項を遵守すること。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の設立の登記の日から施行する。

3 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。